



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

# 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL: 03-5350-7435 FAX: 03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》 ベンチャー企業経営の基本 ～ぱぱっとわかる会社の税金③ 法人住民税・事業税編～

企業経営において、税金の知識は不可欠なもの。会社にまつわる税金として、今回は法人住民税・事業税について“ぱぱっと”わかるようまとめてみました！

### 1. 会社が納付する地方税

法人税が国に納付する国税であるのに対し、法人住民税と事業税は都道府県や市町村に納付する地方税となります。

地方税には、固定資産税や不動産取得税、ゴルフ場利用税など、課税の対象や納税義務者が様々な税目がありますが、法人住民税と事業税は会社の利益等に対して課される税金です。

### 2. 法人住民税（道府県民税・市町村民税）

法人住民税は、正式には道府県民税と市町村民税の2税目となります。その名のとおりに、道府県民税は都道府県に、市町村民税は市区町村に納付します。なお、東京23区については、道府県民税・市町村民税をあわせて法人都民税として納付します。

事務所や事業所の所在する地方ごとに申告・納税します。会社の規模に応じて納付する均等割（赤字でも納付）と法人税の額に応じて納付する法人税割の2種類の税金を納めることとなります。

#### （1）均等割

均等割は、会社の資本金等と従業者数によって標準税率（実際には地方ごとにこの標準税率を基準にして税率を定めます）は下記のようになります。

| 資本金等の額           | 標準税率          |           |          |
|------------------|---------------|-----------|----------|
|                  | 道府県民税<br>(年額) | 市町村民税(年額) |          |
|                  |               | 従業者数50人以下 | 従業者数50人超 |
| 50億円超の法人         | 80万円          | 41万円      | 300万円    |
| 10億円超50億円以下の法人   | 54万円          | 41万円      | 175万円    |
| 1億円超10億円以下の法人    | 13万円          | 16万円      | 40万円     |
| 1,000万円超1億円以下の法人 | 5万円           | 13万円      | 15万円     |
| 1,000万円以下の法人     | 2万円           | 5万円       | 12万円     |
| 上記以外の法人          | 2万円           | 5万円       |          |

なお、法人都民税の均等割は別途定められており、おおよそ上記の道府県民税と市町村民税を合計した金額となります。また、均等割は事務所等を有していた月数に応じ納付することとなり、1か月未満の端数は切捨てとなります（ただし、切り捨てた結果1か月に満たないときは1か月となります）。

#### （2）法人税割

法人税割は法人税の計算によって算出された法人税額を一部調整ののち、下記の税率（実際には均等割同様に地方ごとに定めます）を乗じて算出します。

| 税目の区分 | 標準税率  | 制限税率  |
|-------|-------|-------|
| 道府県民税 | 5%    | 6%    |
| 市町村民税 | 12.3% | 14.7% |

地方ごとに標準税率を基準として、制限税率の範囲内で定めることとなります。都民税については、均等割同様におおよそ道府県民税と市町村民税を合計した税率となります。

#### （3）分割基準

2か所以上事業所等を有する法人については、それぞれ所在する地方に住民税を申告・納付することとなります。その場合に、課税標準となる法人税額等を事務所等が所在する都道府県又は市町村に分割して、その分割した額を課税標準として地方ごとの税額を計算することとなります。分割する基準は、事業所ごとの従業者数です。

### 3. 法人事業税

法人事業税は、法人が行う事業に対して、事務所又は事業所所在の都道府県が、その事業を行う法人に課する都道府県税となります。資本金が1億円以下の法人については所得割のみが、資本金1億円超の法人については所得割と付加価値割と資本割（いわゆる外形標準課税）が課税されます。一般事業法人の標準税率は下記のようになります。

| 区分       |                    | 標準税率  |
|----------|--------------------|-------|
| 外形標準課税対象 | 付加価値割              | 0.48% |
|          | 資本割                | 0.2%  |
| 所得割      | 年400万円以下の所得        | 1.5%  |
|          | 年400万円超年800万円以下の所得 | 2.2%  |
|          | 年800万円超の所得         | 2.9%  |
| その他の法人   | 所得割                | 2.7%  |
|          | 年400万円超年800万円以下の所得 | 4.0%  |
|          | 年800万円超の所得         | 5.3%  |

外形標準課税とは、付加価値額（報酬給与、純支払利子、純支払賃借料に単年度損益を加味して計算）を課税標準として課される付加価値割と、資本金等の額を課税標準として課される資本割で構成されています。なお、事業税と合わせて地方法人特別税（外形標準課税対象法人は所得割の148%、その他の一般法人は所得割の81%）を納付します。また、事業税にも、住民税同様に分割基準があり、一般法人については事業所数と従業者数により課税標準を按分して事業所ごとの都道府県に納付します。

次回もベンチャー企業経営に欠かせない、会計・税務に関するトピックをわかりやすくご説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。

（担当：豊山 忠明）